

特定農地貸付規程

(目的)

第1 この規程は、農業者以外の者が、野菜又は花等を栽培して、自然に触れ合うと共に、農業に対する理解を深めること等を目的に、所有者が行う特定農地貸付け(以下「貸付」という。)の実施・運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付主体)

第2 本貸付は、所有者が実施する。

(貸付対象農地)

第3 貸付に係る農地(以下「貸付農地」という。)の所在、地籍、面積は、別表のとおりとする。

(貸付条件)

第4 貸付条件は、次のとおりとする。

- (1)貸付期間は、4月1日～3月31日までの1年間とすること。
- (2)貸付に係る利用料は、1区画(標準区画30㎡)当たり年間3,000円とすること。
- (3)貸付を受ける者(以下「借受者」という。)は、利用料を速やかに所有者へ支払うものとする。

2 貸付農地において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1)建物及び工作物を設置すること。
- (2)営利を目的として作物を栽培すること。
- (3)貸付農地を転貸すること。
- (4)野菜又は花等の栽培以外の用途に使用すること。
- (5)近隣農地並びに周辺道路等に迷惑を及ぼすこと。
- (6)廃物、汚物又は資材等の農作物栽培に必要としない物の搬入及び耕土の搬出をすること。
- (7)その他農園の目的に反すること。

(募集の方法)

第5 借受者の募集は、敦賀市ホームページ等による一般募集とする。

(申込の方法)

第6 借受者は、所有者へ利用申込書を提出しなければならないものとする。なお、更新の場合は、利用料の入金で申込手続にかえることができるものとする。

(選考の方法)

第7 所有者は、第6の規定に基づき申込した者の中から先着順により借受者を決定する。

(貸付農地の管理・運営)

第8 所有者は、貸付農地及び施設の適切な維持・管理及び運営を図るため、貸付農地の見回り並びに借受者に対する必要な指示を行う。

(貸付の解除)

第9 所有者は、次の各号の一に該当するときは、貸付の解除をすることができる。

- (1)借受者が解除を申し出たとき。
- (2)第4の2に掲げる行為をしたとき。
- (3)貸付農地を正当な理由なく耕作しないとき。

(貸付農地の返還)

第10 借受者は、第4の1の(1)の規定による貸付期間が終了しても更新しないとき又は第9の規定による解約をしたときは、すみやかに貸付農地を現状に復し返還しなければならない。

(利用料の不還付)

第11 既に納めた利用料は、還付しない。ただし、次に掲げる事由該当する場合は、その一部又は全部を還付することができる。

- (1)借受者の責任でない理由で貸付ができなくなったとき
- (2)所有者が相当な理由があると認めたとき。

別 表

土地の一覧

農園名	土地の所在	地 目	利用状況	面 積
舞崎B	敦賀市舞崎町2丁目21-4	田	畑	498㎡
野坂	敦賀市野坂31号9番1	田	畑	1,976㎡
櫛川A ①	敦賀市櫛川93号803番	田	畑	1,068㎡
櫛川A ②	敦賀市櫛川93号812番	田	畑	353㎡
櫛川A ③	敦賀市櫛川93号801番	田	畑	491㎡
櫛川B	敦賀市櫛川93号406番	田	畑	703㎡
公文名	敦賀市公文名18号3	田	畑	794㎡
木崎	敦賀市木崎36号4番39	田	畑	148㎡